

井手町すこやかプラン第2次井手町健康増進計画（改訂版）策定支援業務 仕様書

1. 委託業務番号及び名称

8保セ委第1号 井手町すこやかプラン第2次井手町健康増進計画（改訂版）策定支援業務

2. 業務の目的

国や京都府の動向、本町の健康に関する状況等を的確に把握し、将来を展望して、健康増進法第8条第2項に基づく「井手町すこやかプラン第2次井手町健康増進計画（改訂版）」の策定を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね2営業日以内）報告すること。

5. 委託業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国や京都府の関連計画、健康増進や食育を取り巻く社会情勢、本町の概要及び社会経済的特性等について、整理分析を行う。

(2) アンケート調査

ア アンケート調査の種類及び対象者

住民の生活実態や健康状態、健康意識等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

対象者数：1,000人

イ 調査票の送付・回収

(ア) 封筒（A4判）の作成・印刷

(イ) 調査協力依頼文書の作成・印刷

(ウ) 調査票・返信用封筒（長3判）・調査協力依頼文書の封入・封緘

(エ) 調査票送付封筒への宛名シールの貼付（宛名シールについては町で作成）

※アンケート発送、返送に係る郵送料は町が負担する。

※返送に係る料金受取人払いの申請は町が対応する。

ウ 調査結果の集計・分析

(ア) 調査票の点検、整理、データ入力

(イ) 調査票の結果集計・分析

(3) 健康増進に係る先進事例の提供

計画における施策を検討する際の基礎資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例の情報収集を相当数行い、冊子としてまとめること。

※本冊子は、策定委員会の配付資料とするため、第1回会議までに作成すること。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート等の意見から、健康対策に関わる施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

(5) 法令改正による計画との整合性の確保

健康増進関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、今後、健康増進関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(6) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの支援

計画素案についてのパブリックコメントを本町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 計画策定委員会の運営支援

- ・会議への出席
- ・会議記録作成
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成

- ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等

(9) 事業計画書等の作成素案作成から最終案決定までの検討及び調整作業については、本町担当課と協議しながら行う。

5. 成果品

- (1) 計画書 (A4 判・70 頁程度・本文 1 色刷) :120 部
- (2) 計画書概要版 (広報用いで用 A4 判・4 頁・カラー) : データ納品
- (3) 健康・食育先進事例冊子 : 簡易製本 10 部
(第 1 回策定委員会までに納品すること)
- (4) 健康増進関連法令例規指摘一覧 : 3 部
- (5) 上記データ一式

6. スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示

スタッフ体制は統括責任者、担当者計 2 人以上とすること。

入札事業者決定後は、本町が別に定める提出期限までに、当該業務にかかる貴社スタッフの体制表 (スタッフの簡単なプロフィールを含む) を提示・提出すること。

また、計画策定までの実施概要及びスケジュール等を提出すること。

7. 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。秘密保持義務は、本委託終了後も継続するものとする。

8. その他

- ・資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は第 2 次計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- ・計画書及び概要版 (成果品)、本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式は PDF ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル (ワード、エクセル等) を格納した CD-ROM で納品すること。
- ・製作物 (報告書他計画策定にかかる全てのデータ等) にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。
- ・受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。